

光市役所防災庁舎自動販売機設置業務仕様書

1 業務名

光市役所防災庁舎自動販売機設置業務

2 契約期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

なお、自動販売機の使用状況等を勘案して支障がないと認められる場合は、公募の際の条件を変更しないことを条件とし、令和13年3月31日まで年度更新可能

3 業務の内容

飲料（アルコール飲料除く。）を購入可能とする自動販売機の設置及び管理

4 業務場所等

施設名称	所在地	設置面積	設置場所	台数
光市役所 防災庁舎	光市中央六 丁目1番1 号	1.2m×1.0m=1.2 m ²	光市役所防災庁舎玄 関前（詳細は別紙の とおり）	1台

5 設置する自動販売機の規格及び自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ

W1.1m×D0.9m×H2.0m以内

(2) 外観

自動販売機のデザイン等については公序良俗に反しない、著しく華美でないものとする。

(3) 安全対策

ア 転倒防止

自動販売機を据付ける場合は、「自動販売機-据付基準」（JIS規格）等を遵守し、可能な限り施設躯体等に負担が掛からない方法で転倒防止策を講じること。なお、自動販売機の転倒に伴う事故については、市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負うものとする。

イ 防犯対策

「自販機堅牢化技術基準」（日本自動販売システム機械工業会制定）等を遵守し、犯罪防止に努めること。なお、自動販売機の盗難等の事故が発生した場合、市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負うものとする。

(4) 広告

販売商品及び飲料メーカー以外の広告掲載は行わないこと。

(5) 自動販売機の管理運営

ア 自動販売機及びその附属物の設置及び撤去（原状回復）については、具体的な設置位置、日時等の必要な事項を協議した上で、契約期間内に行うこと。

イ 自動販売機の衛生管理、在庫管理、商品補充、金銭管理及び故障時の対応等、設置する自動販売機に係る管理は設置事業者が行うこと。なお、自動販売機故障時等の連絡先は自動販売機に表示するとともに、市に届け出ること。

ウ 自動販売機の機種の変更を行う際は、事前に市に届け出ること。

(6) 附属物

ア 子メーター

設置する自動販売機に係る電力量を計測するため、子メーターを設置すること。

イ 使用済み容器回収ボックス

設置事業者は「光市空き缶等のポイ捨て禁止条例」（平成16年10月4日条例第121号）に基づき、原則、自動販売機1台につき回収ボックス1個以上を自動販売機の近くに設置すること。また、回収ボックス内の容器の回収及びリサイクルは設置事業者が行うこと。

ウ その他

その他、自動販売機の管理に必要とする附属物がある場合は、市と協議した上で設置するとともに、設置事業者がその管理を行うこと。

(7) 寄附金機能

設置する自動販売機は、売上金の一部を第三者に寄附又は拠出する等の寄付金機能及び募金機能を有さないものとする。

(8) 災害対応

災害発生時に手動かつ無償での商品提供を可能とする機器とし、災害発生時に市が商品提供を必要と判断した場合、自動販売機内の全ての商品が無償で提供すること。

6 販売商品

(1) 種類

アルコール飲料（アルコール飲料を連想させる飲料を含む。）を除く飲料とする。なお、容器について、ペーパーカップは不可とする。

(2) 販売価格

標準販売価格（定価）以下とする。

7 販売手数料

(1) 販売手数料

販売手数料は、自動販売機に係る四半期ごとの売上実績額（消費税及び地方消費税を含む。）に、販売手数料率（消費税及び地方消費税込を含む。）を乗じた額（1円未満切捨）とする。

(2) 売上実績額

四半期ごとの売上実績額を市の指定する期日までに報告すること。

(3) 販売手数料の納入

四半期ごとの販売手数料を市の指定する期日までに市が発行する納入通知書により、市に納入すること。

8 事業者の費用負担

(1) 行政財産使用料

光市財務規則（平成16年光市規則第47号）に基づき行政財産使用許可申請書を提出するとともに、光市行政財産使用料条例（平成19年光市条例第17号）に基づき算定した行政財産使用料を、市の指定する期日までに、市が発行する納入通知書により納入すること。

※ 参考 仕様書上の規模で自動販売機が設置された場合の令和8年度年間使用料
5,340円

(2) 電気料金

自動販売機の運転に必要な電気料金は、設置事業者の負担とし、市の指定する期日までに、市が発行する納入通知書により納入すること。なお、電気料金の額は、設置事業者が設置する子メーターにより計測した使用量及び市が締結する電気事業者との契約に基づき計算した額とする。

(3) 設置及び撤去費用

自動販売機及びその附属物の設置（電気工事を含む。）及び撤去（原状回復）に要する費用は、設置事業者が負担するものとする。

9 契約上の条件

- (1) 契約期間中であっても、その事由が信義に反しない場合、市及び設置事業者協議の上、本契約を解約可能とする。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することは不可とする。

10 その他

災害発災時における自動販売機からの商品提供以外で、可能な範囲内で災害時に飲料水等を有償供給することが可能な場合は、供給協力に関し、協定の締結について検討すること。

